

2011.05.12：平成23年厚生環境委員会

・腸管出血性大腸菌による食中毒について

---

井加田委員 先ほどから先輩議員の方が御質問されておりまして、大体御答弁についてはよく理解をしている立場で質問を1つさせていただきます。

その前に、私は今回こういう事件で明らかになって、ユッケが生肉で流通していないということを実は初めて知りました。一般の市民の感覚で言えば、家で料理するときは、まずそういった生肉は使わないですし、食べられた方も、お店で出すから安心だという感覚で食べられたものと私は思っています。

ですから、本来、生で食べてはいけないものを出していたという感覚は食べたほうにはなかったと思います。

しかし一方で、こういった生食を提供する以上は、提供するお店としては、命にかかわるという自覚と責任は、ついて回ると思っております。

そういった意味では、先ほど火爪委員の質問で御答弁がありましたけれども、県が食品衛生法に基づき、2カ月で集中して行っている監視のあり方には、工夫の余地もあるというお答えもお聞きをしているわけです。連休返上で、現場でさらに対応いただいている職員の方々には非常に御苦労なことだと思いますし、そういう対応について、知事が国に対して安全衛生基準の、とりわけ規格基準を求める要請をされたということは、ひとつ評価をしたいと思っております。

また、法的な流れは、国の議論になるかと思えますけれども、現場において実のある監視が行われるよう、法的拘束力を持った、ある意味では罰則規定も含めた監視条項が必要なのではないかという思いもいたしますので、ぜひそのことを踏まえた法の改正の具体的な議論を行っていただきたいと思っております。

そして、現場で対応いただいている皆さんは、健康を守る仕事で、法に基づいて行われる監視ですから、先ほど申し上げた監視指導が実のあるものになるような監視体制、あるいは人の配置といいますか、火爪委員の発言にあったように、県民の命を守る仕事であるということに十分に自信を持ってできるような今後の体制も、あわせて検討いただければと思っております。

それで、1つだけ質問なのですけれども、先ほど5月5日に国立感染症研究所の専門調査が始まったとお聞きしました。これはどのような調査を行っていらっしゃるのかということをお聞きしまして、その結果がいつまとまって公表されるのかということも、あわせて御回答いただければと思っております。

最後になりましたけれども、私も知らずに食べていれば、そういう立場になったかもしれないということから言えば、犠牲になられた方は、本当に残念なことだと思いますし、

心からお悔やみ申し上げたいと思います。治療中の方は一日も早く回復されることを願ってやまないということを申し添えて、質問1点にお答えをいただきたいと思います。

---

島田生活衛生課長 お答えいたします。

国立感染症研究所のチームでどういう調査をしておられるか、それから今後どういう予定であるかという御質問であります。

まず、この国立感染症研究所のチームですが、実地疫学専門家チームということでFETTPとっております。このチームにつきましては、今回の食中毒、腸管出血性大腸菌、特にO-111による被害が非常に大きいということで、それもまた富山県単独ではなくて、広域的に広がっているということで、一体どのような感染経路で、大もとはどこで、それがどのように消費者の口に渡り、また病状がどうであったかということを全体的に調査すると伺っております。

現在までは、富山県に来ていただきまして、富山県での状況、お店の衛生管理の状況、患者さんの状況等につきまして情報収集をし、引き続き、石川県金沢市のフーズ・フォーラス本店の管理体制、福井県での事例等を調べ、まだ正式に患者としては認定されていませんが、神奈川県等を必要があれば調べると伺っております。

それと、いつごろ結果がまとまるかということですが、今回、ある程度多数の県にまたがる、また患者数も非常に多いという事例になっております。相当詳細に調査された上で、調査結果をまとめ、全体的な流れや因果関係等が解明されると伺っており、過去の例では、最低半年以上、1年ぐらいじっくりかけてから報告されます。

---

井加田委員 ありがとうございます。

いずれにしても、まだ捜査中、あるいは治療も進行中ということでありまして、調査もそういう形で進められるということでありまして、十分推移を見守ってまいりたいと思っております。